

令和3年5月21日

全日型コースの生徒・保護者の皆さんへ

学校法人三重徳風学園  
校長 東 則尚

## 本学園における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応について

本学園において生徒・職員の感染が判明した場合等における対応につきましては、令和2年12月16日付け通知文書「本学園における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応について」でお伝えしましたが、先月からの急激な感染拡大、重症者数の急増、変異株への置き換わりが進むなど、これまでの感染拡大とは大きく異なる局面を迎えていることを踏まえ、同通知文書に新たな項目「2 生徒または職員の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合の対応について」を追加し、今後は下記のとおり対応する予定ですので御了知をお願い申し上げます。

記

### 1 生徒または職員に発熱等の風邪症状がみられる場合の対応について

#### (1) 生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合

- 必ず学校に連絡していただき、自宅で休養してください。また、必要に応じて受診していただくとともに、受診された場合は、その結果も必ず学校に報告してください。
- 学校で風邪等の風邪症状がみられる場合は、生徒は帰宅することとし、症状が回復するまで自宅で休養してください。なお、自分一人で帰宅することが困難な場合は、保護者に迎えを依頼します。その際、保護者が到着されるまでは、他の生徒と接触しないよう別室待機とします。
- 自宅での休養に要した期間は「出席停止」とします。回復して登校する場合は、朝の検温等の基本的な感染症対策とともに、登校後数日間は在校中に体温や咳、喉の痛み等の健康状態の把握に努めます。

#### (2) 職員に発熱等の風邪症状が見られる場合

- 休暇または在宅勤務により、病状が回復するまで自宅待機とし、必要に応じて受診することとします。
- 回復して出勤する場合は、出勤前の検温等の基本的な感染症対策とともに、出勤後数日間は昼休み等での定期的な検温や咳、喉の痛み等の症状の有無の把握など、健康観察を行います。

### 2 生徒または職員の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合の対応について (新規)

#### (1) 生徒の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合

- 生徒の同居家族に発熱等の風邪症状がみられ、その同居家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、登校を控えてください。なお、同居家族に風邪症状がみられても、そのことだけをもって登校を控えることとするのではなく、その同居家族への感染の可能性がまったく無い又はほとんど無いと判断できる場合は、生徒自身の健康チェックの結果に問題がなければ登校してください。
- このような理由で登校を控えた場合の出欠の取扱いについては、「欠席日数」ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とみなし、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

#### (2) 職員の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合

- 職員の同居家族に発熱等の風邪症状がみられ、その同居家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、在宅勤務とすることがあります。

### 3 生徒または職員の同居家族が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合の対応について

#### (1) 生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合

- このことが分かり次第速やかに学校に連絡してください。また、PCR検査の結果も、分かり次第速やかに学校に連絡してください。
- 同居家族のPCR検査の結果が分かるまでは、自宅で待機してください。その間は「出席停止」とします。
- 同居家族のPCR検査の結果が陽性の場合で、生徒が濃厚接触者に特定され、PCR検査を受けることになったときは、下記3—(1)による対応となります。陰性の場合には通常どおり登校してください。

#### (2) 職員の同居家族が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合

- 同居家族のPCR検査の結果が分かるまでは、休暇または在宅勤務とします。
- 同居家族のPCR検査の結果が陽性の場合で、職員が濃厚接触者に特定され、PCR検査を受けることになったときは、下記3—(2)による対応となります。陰性の場合には通常勤務とします。

#### 4 生徒または職員が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合の対応について

##### (1) 生徒が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合

- このことが分かり次第速やかに学校に連絡してください。また、PCR検査の結果も、分かり次第速やかに学校に連絡してください。
- PCR検査で陽性と判明した場合には、臨時休業の実施、全校生徒・保護者への連絡、全校生徒への指導等を迅速に行う必要があります。当該生徒の学校内での行動履歴を把握する作業を行います。
- 濃厚接触者に特定された生徒は、PCR検査で陰性と判明した場合でも、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間は自宅休養とし、その間は「出席停止」とします。

##### (2) 職員が濃厚接触者に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合

- PCR検査で陽性と判明した場合には、臨時休業の実施、全校生徒・保護者への連絡、全校生徒への指導等を迅速に行う必要があります。当該職員の学校内での行動履歴を把握する作業を行います。
- 濃厚接触者に特定された職員は、PCR検査で陰性と判明した場合でも、保健所から居宅から外出しないことなど感染防止に必要な協力を求められた期間（2週間）は、休暇または在宅勤務とします。

#### 5 生徒または職員の感染が判明した場合の対応について

##### (1) 感染者への対応

生徒は「出席停止」、職員は症状の有無に関係なく「病気休暇」とします。その期間は、保健所または医療機関の指示を踏まえ決定します。

##### (2) 臨時休業（休校）の実施

感染判明後、校内の消毒や保健所による濃厚接触者の特定等が完了するまで1～3日程度の臨時休業（休校）を実施します。臨時休業（休校）中は、部活動や企業見学等の課外活動は中止とします。

なお、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や濃厚接触者がいない等の場合は、臨時休業（休校）を実施しないこともあります。また、校内での感染範囲により学級・学年単位の臨時休業を実施することもあります。

##### (3) 生徒・保護者への連絡

全校生徒・保護者に対しては、感染者発生の事実と状況、学校における消毒等の感染防止対策の内容、臨時休業（休校）中の学習内容・方法や留意事項、感染症についての正しい理解、プライバシー保護や人権への配慮について連絡・説明します。

なお、感染者の状況を説明する際には、感染者の意向を確認したうえで対応することとし、特に感染者が生徒の場合には、保護者の意向も確認したうえで必要な配慮を行うこととします。

##### (4) 感染者情報の取扱い

感染者情報については、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部において、「個人情報に配慮したうえで、県民の不安解消、感染症に備えるために必要なリスク情報は積極的に公表していく。」こととされており、同対策本部より「居住市町名、10代等の年齢、性別等」が発表されますが、本学園として、学校名を公表するかどうかは慎重に判断していきます。

また、差別やいじめにつながらないように、学校全体で感染者の人権に配慮しつつ、正確な情報を生徒に伝えるとともに、感染症に対する正しい知識や人権への配慮等について一層の指導を行うこととします。

##### (5) 消毒の実施

保健所と相談して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高濃度で触った物品）を消毒用エタノールまたは適正な濃度の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒を行います。

##### (6) 濃厚接触者の特定及び感染者の行動履歴・範囲の把握

保健所による感染者の行動履歴・範囲の把握や濃厚接触者の特定に係る調査が行なわれることから、これに協力し、特に学校内での感染者の行動履歴・範囲について正確な把握を行います。

なお、行動履歴・範囲については、発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合は症状が現れた日の2日前から、症状がない場合は検体を採取した日の2日前から、入院あるいは自宅等に待機を開始した時までの間（感染可能期間）について、学校内での活動範囲や接触者を確認する作業を行います。

##### (7) 学校で濃厚接触があった場合の対応

感染者との濃厚接触者として特定された生徒・職員がいる場合は、当該生徒を感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間の「出席停止」とし、当該職員は保健所から居宅から外出しないことなど感染防止に必要な協力を求められた期間（2週間）の休暇または在宅勤務とします。その際、濃厚接触者数や接触状況により臨時休業（休校）期間の延長や消毒等の対応が必要かどうかについて保健所と相談します。

以上